

茨城県ソーシャルワーカー協会
災害対策マニュアル
ハンドブック

茨城県ソーシャルワーカー協会
災害対策委員会

2015年7月発行

〈まえがき〉

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、広範囲に甚大な被害をもたらし、我が県でも大きな爪痕を残した。

この震災をきっかけに、専門職である我々もソーシャルワーカーとして何ができるか、何をすべきかを考え活動を行った。具体的な指標が無い状況だった為、当初は模索しながらの活動だった。

その都度、委員会で内容を協議し理事会で承認後に実践するというかたちとなった。

また、我々ソーシャルワーカーは各機関においてチームの一員として業務を行っているが、この災害に至っては当協会単独での活動となっていた。他職種は現地で災害支援活動を実施したが、我々は状況の確認とニーズの把握のみで終了した。

当災害対策委員会では3年間を区切りとして、これまでの活動をまとめ、評価し、経験を踏まえ災害対策・支援マニュアルを整備することとした。

〈ハンドブックについて〉

いつ発生するかわからない災害において、すぐに活用できるよう、災害対策・支援マニュアルと共に一読し、このハンドブックを常に身近に置いていただきたいと考え、小冊子としている。

目次

〈まえがき〉

〈ハンドブックについて〉

第1章 茨城県ソーシャルワーカー協会災害対策・支援の枠組み	・・・4
第2章 災害発生時における対応	・・・5
第3章 災害発生時の情報伝達チャート	・・・6
第4章 用語集	・・・10
memo	・・・12

第1章《茨城県ソーシャルワーカー協会 災害対策・支援の枠組み》 災害対策・支援ガイドラインより

茨城県ソーシャルワーカー協会

災害対策委員会

- ・ 平常時活動
- ・ 災害発生時の県内における情報収集
— 災害対策本部の立ち上げ—
- ・ 災害発生時の県外における情報収集と報告
- ・ 災害 sw における現地対策チームの統括

災害対策本部

- ・ 災害発生後の指揮、管理
- ・ 災害の情報収集とアセスメント
- ・ 現地対策チームの立ち上げ

現地災害対策チーム

- ・ 被災地における災害対策活動
- ・ 被災地における災害支援活動
- ・ 災害対策ミーティング

県外での災害対策および支援への協力と参加
他機関との連携

第2章 《災害発生時における対応》

所属機関での業務

- ・所属機関に患者、利用者等の受け入れ状況等の連絡

会員ボランティアへの参加

- ・会員ボランティアへの参加の有無についての検討と意思表示

被災情報等の収集及び情報提供

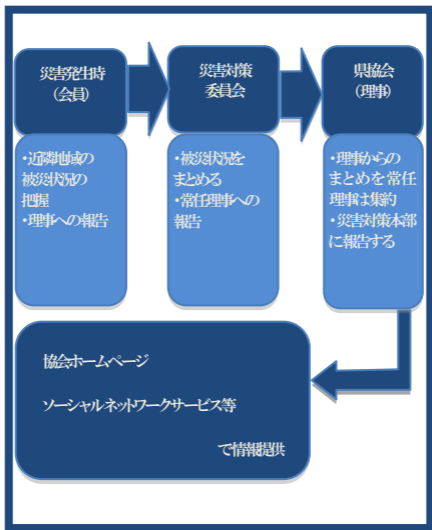
- ・近隣の被災状況の把握と県内の状況を正確に把握する

(災害対策・支援マニュアル第5章-3)

災害発生時における対応

- (1) 会員は、災害対策本部から発信される被災情報を確認し、次の各項目について確認・報告を行う。
- (2) 所属機関において、負傷者、患者利用者等の受け入れ要請があった場合、要請された内容について確認し、所属機関にて受け入れできる人数を、理事を通じて災害対策本部へ報告する。
- (3) 会員ボランティア、現地災害対策チームへの参加についての可否を確認し、参加が可能な場合は、その意思を、理事を通じて災害対策本部へ報告する。
- (4) 被災情報に誤りのある場合は、理事を通じて正確な情報を災害対策本部へ報告する。
- (5) 会員もしくは会員が所属する機関が支援を要請する場合は、理事を通じ災害対策委員会に要請を行う。

第3章 《災害発生時の情報伝達チャート》



(災害対策・支援マニュアル第5章-1)

組織、体制及び責任

- (1) 会員は、災害発生後の被災状況を把握した場合、理事を通じ当協会災害対策本部へ迅速に情報提供する。
- (2) 理事は、平常時より迅速に情報伝達が行われるように体制（緊急連絡網等）を整備する。
- (3) 災害対策本部は、会員からの情報を集約し会員に周知する。
- (4) 会員が勤務する機関の被災状況を取りまとめ、迅速にすべての会員へ周知する。
- (5) 災害対策本部が設置されるまでは災害対策委員会が統括する。

(災害対策・支援マニュアル第5章-2)

平常時における対応

- (1) 会員は、協会が行う防災訓練に参加し、必要な連絡手段及び対応について確認する。
- (2) 必要な連絡手段とは、緊急連絡

網を指す。

- (3) 当協会は、少なくとも年1回防災訓練を行い、その結果を協会内外へ周知する。

(災害対策・支援マニュアル第5章-4)

災害に対する備え

- (1) 県内における災害発生時に要援護者への救護並びに福祉避難所への支援等を想定する。
- (2) 会員が所属する保健医療機関が被災し災害派遣要請があった場合は、会員の通常業務を想定する。
- (3) 自治体等からの要請があった場合には保健医療・福祉領域への行政支援を想定する。

第4章 《用語集》

用語	掲載ページ	意味
フェーズ	ガイドライン 1, 2, 4, 5	ある場面、場面
	マニュアル 5, 6	
アドレナ リン的支 援	ガイドライン 1	災害が発生した直後、ひとまず何かをしなければならぬのではないかと感じ行う支援。急場しのぎの支援。
災害ソー シャルワ ーク	ガイドライン 1, 2, 4, 5, 6	災害時におけるソーシャルワークの展開とその実践方法。災害発生直後の急性期から中長期にわたるソーシャルワーク支援プロセスについて、体系的に行う支援。
	マニュアル 1, 2, 5, 6	
平常時	ガイドライン 1, 6	通常の協会の活動時期
	マニュアル 1, 7	

用語	掲載ページ	意味
ボランティア	ガイドライン 2, 4, 5	平常時からボランティア登録した会員
	マニュアル 2, 3, 5	
関東圏協会災害シンポジウム参加団体	ガイドライン 3	2012年に行った関東ブロック震災シンポジウムに参加した7都県（東京・神奈川・静岡・群馬・千葉・栃木・茨城）医療ソーシャルワーカー協会
	-	
協力会員	ガイドライン 4, 5	会員が行う協力会員の募集に応募した会員
会員ボランティア	ガイドライン 4	災害発生後、災害対策・支援活動にボランティアとして参加を表明した会員
	マニュアル 3, 4, 5, 6, 7, 8	
ペンギンソフトウェア	ガイドライン 4	理事間で使用するグループウェア
	マニュアル 6	

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

発行者

茨城県ソーシャルワーカー協会
災害対策委員会

<http://ibaraki-sw.jp>

2015年7月